

消取引第 163 号 令和 2 年 2 月 27 日

消費者委員会委員長 山 本 隆 司 殿

内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)

衛 藤 晟



「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての建議」への対応に ついての消費者庁の実施状況について

令和元年8月30日付けの貴委員会の「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての建議」への対応について、消費者庁の実施状況を別紙のとおり報告する。

「いわゆる「販売預託商法」に関する消費者問題についての建議」への対応についての消費者庁の実施状況について

(建議事項1)

消費者庁は、物品等の販売から始まる預託取引において深刻な消費者被害が生じていることに鑑み、物品等の販売から始まる預託取引、及びこれと類似の商法に係る法制度の在り方や、体制強化を含む法執行の在り方について検討を行うこと。

(実施状況)

消費者庁としては、物品等を販売すると同時に、当該物品等を預かり、第三者に貸し出す事業等を通じて生じた利益を還元するなどとうたって消費者を誘引し、当該消費者に物品等を購入させたり、連鎖販売取引についての契約を締結させたりすることによる消費者被害が発生していること(いわゆる「販売預託商法」という名称でこの悪質商法の手口を称することもある)について極めて問題であると認識している。

このような認識の下、消費者のぜい弱性につけ込む形での悪質商法への対応や経済のデジタル化・国際化に対応したルールの整備について、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)及び特定商品等の預託等取引契約に関する法律(昭和61年法律第62号。以下「預託法」という。)について、法改正を視野に時代に即応した実効的な法制度の在り方について検討を行うこととした。

このため、令和2年1月31日、消費者庁において、有識者による「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」(委員長:河上正二 東京大学名誉教授、青山学院大学法務研究科教授)を開催する旨、公表し、第1回を同年2月18日に開催した。同検討委員会では、令和2年夏までを目途に一定の結論を得る予定である。

(建議事項2)

警察庁は、悪質な「販売預託商法」事犯に対し、建議事項1に基づく措置状況も踏まえつつ、引き続き、積極的な取締りを推進すること。その際、警察庁及び消費者庁は、相互に連携の強化を図るとともに、各都道府県警察と各都道府県における消費者行政部局との一層の連携の強化を推奨すること。

(実施状況)

消費者庁は、警察庁と情報交換等を行うなど、より連携の強化を図っており、 今後も一層連携の強化を図っていく。また、各地方経済産業局等が開催する特定 商取引法等に関する会議には、消費者庁、経済産業局、都道府県消費者行政部局 及び都道府県警察等が参加しており、引き続きこれらの会議も活用するなど、建 議事項1に基づく措置状況も踏まえつつ、各都道府県警察と各都道府県におけ る消費者行政部局との一層の連携の強化を推奨するための具体的な対応を継続 して実施・検討していく。

(建議事項3)

消費者庁は、警察庁、国民生活センターその他の関係団体の協力を得て、「販売預託商法」の仕組みや内在するリスク、悪質な「販売預託商法」を行う事業者の勧誘の手口等に関する情報を提供すること、消費者教育を実施すること等により、消費者への注意喚起を積極的に推進すること。

(実施状況)

消費者庁では、警察庁、独立行政法人国民生活センターと協力して、悪質ないわゆる「販売預託商法」について、事業者の勧誘の手口等に関する消費者に対する注意喚起のための資料を令和元年度中に作成し、配布することとしており、併せて、消費者庁ウェブサイトに掲載するなどして注意喚起を推進していくこととしている。

また、今後、消費者庁が主催する各種行事等の様々な機会を捉えて普及啓発を 積極的に推進するとともに、大学等と連携を行い、消費者に対する啓発・注意喚 起を行うなどの消費者教育を実施することとする。